



県 章

滋賀県公報

平成 20 年 (2008 年)
10 月 16 日
号 外
木 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告 1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成 20 年 10 月 16 日

滋賀県監査委員	森	茂	樹
"	柊	勝	次
"	平	居	新 司 郎
"	宮	村	統 雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	彦根子ども家庭相談センター
監 査 執 行 年 月 日	平成 20 年 2 月 12 日
監査結果報告年月日	平成 20 年 3 月 27 日
監 査 の 結 果	児童保護措置費および児童福祉施設措置費に係る負担金収入については、収納に努力されているものの、平成 19 年 12 月末日現在の収入未済額 (繰越分) は、前年同期に比べ 1,713,323 円増加し、18,245,865 円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	(1) 収入未済額について 受益者負担の公平性の確保からも完納をめざし、平成 20 年 1 月から平成 20 年 3 月末までに 692,170 円を収納するとともに、居所不明等により消滅時効の完成に至った 3,698,767 円の不納欠損処分を行ったところ収入未済額 (繰越分) は 13,854,928 円となった。 (2) 収入未済額縮減への取り組み 収入未済額の縮減にあたっては、分納や口座振替による収納指導を行うとともに、滞納整理強化期間を設定して管理職と担当児童福祉司が滞納者宅を訪問する等の取り組みを行った。また、措置初動期に扶養義務者に対し納付義務の説明を丁寧に行い、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	大津警察署
監 査 執 行 年 月 日	平成 20 年 3 月 5 日
監査結果報告年月日	平成 20 年 3 月 27 日
監 査 の 結 果	職員の不注意による交通事故が 4 件 (県過失割合 100% : 3 件、75% : 1 件) 発生し、保険を含めて 1,442,413 円が支払われているほか、相手方車両に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	

毎日、運行前点検を実施し、車両整備に努めるとともに愛車意識の高揚を図っている。
交通事故の再発防止のため、具体的事故の原因分析を行い、朝礼及び招集日に走法等について指示・教養を行った他、小集団検討会の開催や事故当事者による 3 分間スピーチを実施することにより、安全運転意識の向上に努めた。
また、職員の安全運転技能の向上を図るため、署独自の習熟訓練を実施するとともに警察本部主催の警察緊急自動車運転技能訓練に積極的に参加させた。
今後は、これらの事故を教訓として、幹部による事故防止のためのより具体的な指導を行う等安全運転の啓発活動をさらに推進し、再発防止に努める。

監査執行対象機関名	守山警察署
監査執行年月日	平成20年3月5日
監査結果報告年月日	平成20年3月27日
監査の結果	<p>職員の不注意による交通事故が4件（県過失割合100%：3件、80%：1件）発生し、保険を含めて420,731円が支払われているほか、公用車および相手方車両に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>交通事故の再発防止のため、朝礼時及び招集日に「安全運転五則」の唱和、体験職員による「ヒヤリハット体験の発表」を実施し、交通安全運転意識の向上に努めるとともに署内の交通事故防止対策委員会を開催し、再発防止対策を検討した。 また、警察本部主催の警察緊急自動車運転技能訓練に積極的に参加させ、職員の安全運転技能の向上を図った。 今後は、これらの事故を教訓として、先に実施した運転適性検査（CRT）の結果をもとに、各職員に運転適性を把握させるとともに幹部による注意喚起、きめ細かな運転指導を徹底し、交通事故の再発防止に努める。</p>

監査執行対象機関名	甲賀警察署
監査執行年月日	平成20年2月7日
監査結果報告年月日	平成20年3月27日
監査の結果	<p>職員の不注意による交通事故が2件（県過失割合100%、60%）発生し、保険を含めて1,099,459円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>うっかり事故の防止方策として、毎日の朝礼時に、車両同乗者の役割責任を明確にした「安全運転6則」の唱和を行うようにするとともに同乗者による指差確認や後退時の降車による安全確認を必ず行うよう義務づけた。 また、毎週木曜日の朝礼時には各署員に「ヒヤリハット体験談3分間スピーチ」を実施し、交通事故防止、安全運転意識の高揚を図っている。 さらに、管内には冬季の冷え込みが厳しい地域もあるため、自動車教習所の協力を得て冬季の道路凍結に備えた運転技能向上訓練を実施し、運転技能向上にも努めた。 今後は、これらの事故を教訓として、車両点検の実施を徹底し、愛車意識の高揚を図るとともに幹部による安全運転の啓発活動をさらに進め、再発防止に努める。</p>

監査執行対象機関名	近江八幡警察署
監査執行年月日	平成20年3月5日
監査結果報告年月日	平成20年3月27日
監査の結果	<p>職員の不注意による交通事故が2件（県過失割合100%、90%）発生し、保険を含めて645,661円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

朝礼時、招集日等において、安全運転 5 則の唱和をさせるとともに各署員による「ヒヤリハット体験談 3 分間スピーチ」を実施し、交通事故防止、安全運転意識の高揚を図っている。また、署員には安全運転意識の高揚方策の一環として「安全運転決意記載の家族写真」を携行させるようにした。

また、地域課指導係長を訓練指導者とした実地走行による交通事故防止安全運転訓練を実施し、署員個々の運転技能・注意点等をチェックし、具体的な改善指導を実施した。

今後は、これらの事故を教訓として、事故当事者を加えた小集団による交通事故防止検討会・ヒヤリハット体験スピーチ・事故防止スピーチの実施等により安全運転実践意識の高揚を図り交通事故の再発防止に努める。

監査執行対象機関名	東近江警察署
監査執行年月日	平成 20 年 3 月 5 日
監査結果報告年月日	平成 20 年 3 月 27 日
監査の結果	職員の不注意による交通事故が 2 件（県過失割合 100%、90%）発生し、保険を含めて 576,592 円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

職員による交通事故防止のため、職員の当日の体調等を確認するため「セーフティ・チェック表」を作成し、毎朝、各職員に提出を義務づけ安全運転意識の向上を図っている。

また、各週火曜日の朝礼では、安全運転 5 則、職務倫理の基本の唱和を行っているほか、第一月曜日及び第三月曜日には副署長による車両一斉点検を、隔週の金曜日の朝礼時には、職員によるヒヤリハット体験を発表させるなどして安全運転意識の高揚を図っている。

さらに、平素から車両での出発時には、幹部職員が運転者及び同乗者に対し、危険要因に配慮した具体的な指導を行うなど交通事故防止対策も実施している。

今後は、これらの事故の発生原因に基づき、夜間における活動方法の見直し、署員に対する交通事故防止訓練の実施、警察本部が実施する警察緊急自動車運転技能訓練への積極的な参加を進めていくとともに、幹部による署員に対する交通事故防止の指導教養を徹底し、交通事故の絶無に努める。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成 20 年 3 月 24 日
監査の意見	<p>(1) 工事の変更契約について（滋賀県道路公社）</p> <p>滋賀県道路公社が平成 18 年度に契約を締結している工事のうち、当初契約額から増額変更しているのが 10 件、そのうち 25% 以上の増額変更をしているのが 6 件ある。</p> <p>公社が準拠している県土木交通部の「土木工事の設計変更等に関する取扱い要綱」においては、変更契約のできる範囲を「累積増加見込額が当初契約金額の 30% 以内の場合」としており、その範囲内ではあるものの、限度に近い事例が認められたが、安易な変更は、入札・契約制度の公平性や競争性を損なう恐れがある。</p> <p>については、工事設計について、当初設計の精度のより一層の向上を図るとともに、契約変更事務の厳格な運用により、透明性の確保に努められたい。</p>

当該監査の意見に基づき「滋賀県道路公社」が講じた措置の内容

工事の設計等については、変更が生じないように当初設計の精度向上に努めるとともに、公社が定めている「土木工事の設計変更等に関する取扱い要綱」に基づく設計変更の厳格化により、真に止むを得ないものであるかどうかの確認を十分行い、安易な設計変更とならないよう徹底を図る。